平成２９年（フ）第１０６号
栃木県栃木市岩舟町新里1334番地
債務者　新井　正二
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　正富
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２３９号
長崎県長崎市女の都４丁目12番３－301号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2035番地５　秋桜206号
債務者　小梶　悦子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０７号
名古屋市緑区徳重４丁目1415番地　ロイヤル徳重88　203号
債務者　加藤千恵子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西脇　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市小佐世保町1215番地１　サニーハイム中村301号、前住所長崎県佐世保市祇園町８番11号
債務者　中村　憲司
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末竹彦司郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
福岡県福岡市西区姪の浜３丁目38番10－905号、前住所長崎県佐世保市京坪町５番10号ビバシティ京坪1104
債務者　中村　静生
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末竹彦司郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７２１号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目20番地11　ボナール103
債務者　末吉　久江
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０号
北海道留萌市野本町18番地の２　市営住宅52－１－17号
債務者　原田　周一
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第５３号
北海道標津郡標津町字川北181番地29
債務者　伊藤眞知子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１４１号
宮城県栗原市金成有壁太田杜30番地６　市営萩野住宅Ｅ－１
債務者　千葉　善夫
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
秋田市保戸野千代田町３番24号
債務者　石上　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３０号
秋田市保戸野千代田町３番24号
債務者　石上　圭子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３４号
秋田市将軍野堰越１番１号
債務者　茂木　晴香
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３７号
秋田市新屋松美ガ丘南町22－12　アーバンハイツ松美ケ丘103、住民票上の住所秋田県潟上市天王字一向30番地17
債務者　早川　梨生
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３９号
秋田市八橋田五郎１丁目２番14号
債務者　樽田　健悦
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４１号
秋田市手形字十七流190番地８　サンモール202
債務者　櫻田　智子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４６号
秋田市川元山下町７番３号　セシボン川元202号、前住所秋田市新屋日吉町12番27号
債務者　須田　順子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部